

在宅介護支援金制度 よくある問い合わせ

Q 1	介護を受けるものが40歳未満だが申請できるか？
A 1	申請いただくことはできません

介護保険法において要介護者の定義は次の通り定められている。

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 要介護状態にある六十五歳以上の者

二 要介護状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであるもの

がん【がん末期】（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）	進行性核上性麻痺、 大脳皮質基底核変性症 及びパーキンソン病※ 【パーキンソン病関連疾患】	糖尿病性神経障害、 糖尿病性腎症及び 糖尿病性網膜症
関節リウマチ※	脊髄小脳変性症	脳血管疾患
筋萎縮性側索硬化症	脊柱管狭窄症	閉塞性動脈硬化症
後縦靭帯骨化症	早老症	慢性閉塞性肺疾患
骨折を伴う骨粗鬆症	多系統萎縮症※	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
初老期における認知症		

Q 2	申請書に「医療保険者名」「保険者番号」「医療保険被保険者証記号番号」の欄があるが何を書けばいいのか？
A 2	介護を受けられている方が65歳以上であれば記入は不要です。 40歳以上65歳未満の方は記入いただく必要があります。 医療保険はいわゆる「健康保険」のこと。健康保険証に記載されていることを記入いただくことになる。合わせてその写し（コピー）も提出していただく。

Q 3	申請書の2段目に「被保険者番号」の欄があるが何を書けばいいのか？
A 3	介護保険証に記載されている被保険者番号を記入してください。 介護認定された場合、健康保険証とは別に介護保険被保険者証が発行される。

Q 4	金融機関コードが分からない
A 4	こちらで確認するので「金融機関名」を正しく記入してください。 金融機関名、本・支店名が分かれば以下のサイトで確認ができる。 http://zengin.ajtw.net/

Q 5	要介護者と住所は同じだが世帯を分けているので住民票が異なるが申請できるか？
A 5	<p>○組合員様が要介護者の介護に携わっていると判断できる場合は受理します。</p> <p>申請者（組合員本人）、要介護者それぞれの住民票を提出してください。</p> <p>※住民票は世帯全員が掲載されたもの</p> <p>※要介護者と同世帯の方が、主に介護している場合は申請不可</p>

Q 6	組合員本人が要介護3以上で休職した場合は申請できるか？
A 6	ご自宅で介護を受けている場合は申請できます。